

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3 及び 8 8 「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

08201	水戸市
08202	日立市
08203	土浦市
08204	古河市
08205	石岡市
08207	結城市
08208	龍ヶ崎市
08210	下妻市
08211	常総市
08212	常陸太田市
08214	高萩市
08215	北茨城市
08216	笠間市
08217	取手市
08219	牛久市
08220	つくば市

08221	ひたちなか市
08222	鹿嶋市
08223	潮来市
08224	守谷市
08225	常陸大宮市
08226	那珂市
08227	筑西市
08228	坂東市
08229	稲敷市
08230	かすみがうら市
08231	桜川市
08232	神栖市
08233	行方市
08234	銚田市
08235	つくばみらい市
08236	小美玉市

東茨城郡	
08302	茨城町
08309	大洗町
08310	城里町

那珂郡	
08341	東海村

久慈郡	
08364	大子町

稲敷郡	
08442	美浦村
08443	阿見町
08447	河内町

結城郡	
08521	八千代町

猿島郡	
08542	五霞町
08546	境町

北相馬郡	
08564	利根町

- 5 8 6 「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 霞 が 関 2 一 1 一 1 3 □ のように記入すること。
- 6 8 7 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 一 5 2 5 3 一 8 1 1 1 □ のように左詰めで記入すること。